

# 令和4年度 茨城県立北茨城特別支援学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての児童生徒がいじめを行わず、「いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」ということについて、児童生徒が十分に理解できることを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。また、児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら、適切な支援や指導に努める。

### (2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはいけない。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。また、本校に在籍する児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら、適切な支援や指導が行えるように努める。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア いじめの未然防止

- (ア) 学校経営計画の中に「いじめ防止等にかかわる内容」を掲げ、児童生徒が安全・安心な学校生活を過ごせるよう組織的に取り組む。
- (イ) 児童生徒の道徳心を培い、自己有用感や共感的理解の能力を高め、心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。
- (ウ) 心も通じ合う児童生徒同士の「絆」づくりをすすめ、学級を何でも話し合える「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。
- (エ) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (オ) いじめ発見等に関するアンケート調査を作成・共有して全職員で状況把握や実態調査を行い、指導にあたる。
- (カ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (キ) 保護者並びに関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止のために児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (ク) 児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら適切な支援や指導が行えるよう、校内での指導体制や関係機関との連携を図る。

#### イ いじめの早期発見のための措置

##### (ア) いじめの調査等

いじめは大人の目のつきにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめの早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①児童生徒対象いじめアンケート調査【年3回（6月、10月、1月）】
- ②保護者対象いじめアンケート調査【年4回（6月、10月、1月、学校評価）】
- ③教職員いじめアンケート調査【年3回（6月、10月、1月）】

※学級での様子や人間関係、教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取りを参考に調査する。

##### (イ) いじめ相談体制

児童生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②学校のいじめ相談窓口の設置
- ③その他の相談窓口の周知

(ウ) いじめの未然防止等のための教職員の資質の向上

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する教職員の資質向上を図る。また、個々の児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら、適切な対応に努める。特に、コミュニケーション能力に課題のある児童生徒については、慎重にいじめの兆候や状況把握に努め、複数の教職員や保護者からの情報収集を行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。また、学校と家庭との連携を図り、児童生徒のインターネットの利用状況等の把握に努める。

エ 各種感染症に関わるいじめ等の対策

(ア) 各種感染症に伴う社会の状況や生活様式等について、児童生徒の発達段階や実態等に応じて授業等で指導に取り組み、各種感染症を理由とした偏見によるいじめ等が発生することがないように、適切に対応する。

(イ) 必要に応じて個別面談や家庭訪問等で児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題について、養護教諭等と連携しながら支援、相談等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 「茨城県立北茨城特別支援学校いじめ防止対策会議（以下「対策会議」という）」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(ア) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、部主事、生徒指導主事、総合支援部長、校内の特別支援教育コーディネーター、校内支援係、道徳係長、養護教諭、その他校長が必要と認める者（例 スクールカウンセラー、学校医）

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(ウ) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(エ) 会議は次に上げる事務を掌握する。

①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

②いじめの未然防止や早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

③いじめ事案の確認とその対応に関すること。

④いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

⑤いじめの相談窓口と視点の相談を受け取ること。

(オ) 会議は校長が招集する。

(カ) 会議は次の区分で招集する。

学期1回を定例会とし、いじめの前兆を把握したときやいじめの相談情報があったときには、必要に応じて臨時会議を設定する。また、アンケート調査等での事例についても同じとする。

(キ) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を行う。

(ウ) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる処置を講ずる。

(エ) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(カ) 個々の児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら適切な対応に努める。特に、コミュニケーション能力に課題のある児童生徒については、個に応じた支援や指導を通して、本人の理解や変容を図る。また、必要に応じて関係機関や外部専門家等との連携を図り、問題の継続や再発を防止する措置を講ずる。

### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていることがある場合は、次の対処を行う。

- ア 本校として重大事態発生ととらえた旨を、特別支援教育課へ報告する。
- イ 特別支援教育課の指導・支援のもと、本校にて調査主体を設置する。
- ウ 当該事案に対する調査を実施し、結果のとりまとめを行う。
- エ 被害児童生徒および保護者に事実関係の適切な情報提供を行う。
- オ 調査結果を特別支援教育課に報告し、判断に応じて再調査も行う。
- カ 再調査にあっては、本項ウ以降の順で実施する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適切に事項の取組を評価する。

- ア いじめの未然防止に関する取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ウ いじめへ対処するための取組に関すること。
- エ いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- オ いじめの取り組みについて関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

## <いじめの定義>

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

